



9月も半ばを過ぎ、朝夕のさわやかな風によりやく秋の気配を感じるようになりました。

学校徴収金（9月分）の納入について

9月分の学校徴収金の振替日、振替金額は次のとおりです。振替日前日までに、ご登録口座（三菱UFJ銀行）に必要額をご入金ください。

☆ 銀行口座振替日 令和元年9月26日（木）

☆ 口座振替額

徴収金	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
児童費	500	1,000	900	2,500	3,500	2,500
PTA会費	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500
銀行振替手数料	76	76	76	76	76	76
銀行振替合計額	3,076	3,576	3,476	5,076	6,076	5,076

いつも振替日前入金へのご協力、ありがとうございます！

PTA会費は、本校に在籍するお子さまが複数おられる場合は下の学年で徴収いたします。

- ・学校徴収金は、お子さまの教育活動に必要な費用です。納入期日は必ずお守りください。
- ・現金納入の方には、別途「納入通知書」をお渡しいたします。

学校給食費（10月分）の納入について

10月分の学校給食費の振替日、振替金額は次のとおりです。振替日前日までに、ご登録口座に必要額をご入金ください。

☆ 銀行口座振替日 令和元年10月10日（木）

☆ 口座振替額

給食費	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
	4,313	4,313	4,370	4,370	4,427	4,427

- ・学校給食費には振替手数料がかかりません。
- ・アレルギー等で減額の方は振替額が異なります。

※学校給食費が口座から振替されなかった場合は、振替日の約10日後にお渡しする『納付書』で金融機関等にお支払ください。

※お渡しした納付書に記載されている納付期限までに納入がないと、大阪市から直接ご自宅に督促状が送付されます。

※学校給食費は税金と同じ「公金」の扱いです。大阪市からの督促に応じない場合は「遅滞金」が課せられたり、弁護士による債務確認や法的措置（裁判）等が行われる場合があります。

～ 学校徴収金、学校給食費とともに、期限までに必ずお納めください ～

就学援助費認定（一般）について

一般1（税情報）・一般2（書類審査）申請をされた方には、8月下旬に大阪市教育委員会からご自宅に『認否通知』が郵送されています。認定された方には、次のとおり就学援助費が支給されます。

- ①既にお納めいただいた、児童費5～8月分と学校給食費4～7月分が支給されます。
- ②9月分以降の児童費、8月分以降の学校給食費は、就学援助費から直接充当しますので、納入する必要はありません。

4、5年生積立金（次年度の林間学習・修学旅行の費用）とPTA会費は就学援助費の支給対象外です。引き続き口座振替等で納めていただくようお願いいたします。

就学援助費の支給について

就学援助認定（一般1・2）を受けられた方には、次のとおり就学援助費が、お届出口座に支給されます。支給日以降に通帳等で入金の確認をお願いいたします。

就学援助認定（早期1・2）の方は、児童費・学校給食費は就学援助費から直接充当のため支給にりません。ただし、5年生で林間学習に参加された方には、実費額が支給されます。

☆ 支給日

令和元年10月3日（木）

☆ 支給額

	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
教材費 (5~8月分)	4,400	4,500	4,500	3,900	3,900	12,600
給食費 (4~8月分)	14,074	14,074	14,260	14,260	14,446	14,213
入学準備 補助金	50,600	—	—	—	—	—
林間学習 費	—	—	—	—	12,170	—
修学 旅行費	—	—	—	—	—	18,122
支給額合計	69,074	18,574	18,760	18,160	30,516	44,935

※ 未納がある場合は、未納分を差し引いて支給します。

（教材費からは児童費未納、林間学習・修学旅行費からは積立金未納、給食費からは給食費の未納のみを差し引きます。そのため異なる会計の未納金は残りますので、別途納入をお願いします。）

※ 徴収金一括払いの方の教材費は児童費年間分を支給します。

※ 昨年度就学援助認定を受けておられない方と転入生の方の教材費には、児童費の前年度繰越金を加算して支給します。

※ 書類不備等で認定が遅れ、今回の支給に間に合わなかった方につきましては、11月6日（火）に9月分までの教材費・給食費他を支給いたします。

就学援助費の申請について

就学援助申請は随時受け付けております。ただし、申請日が認定日となります。

認定後の支給額は、認定日以降に購入や実施したものに限られます。

ご家庭の状況が変わったなどで申請をご希望になられる場合は、できるだけお早目にお申し出ください。



事務室だよりに関するお問い合わせ先は…

菅原小学校 事務室 杉本

☎ 06-6328-3005